

○須賀川市公共工事に係る入札等検討委員会設置要綱

平成13年8月29日制定

須賀川市公共工事に係る入札等検討委員会設置要綱 (設置)

第1条 須賀川市が発注する公共工事（以下「公共工事」という。）の入札及び契約に関して、入札・契約の過程、内容の透明性の確保、入札参加者の公正な競争の促進、談合その他不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を図るため、須賀川市公共工事に係る入札等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査、検討を行う。

- (1) 入札及び契約等の透明性及び公平性確保に関すること。
- (2) 新たな入札制度導入に関すること。
- (3) その他公共工事の入札及び契約に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 検討委員会に会長及び副会長を置き、会長は財務部長の職にある者、副会長は財政課長の職にある者及び道路河川課長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、検討委員会を代表し、検討委員会の事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ会長が召集し、その議長は会長をもって充てる。

- 2 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(調査班)

第6条 検討委員会は、必要に応じて調査班を置くことができる。

- 2 調査班は、会長が指名した者をもって組織する。
- 3 調査班は、第2条に定める事項について調査を行い、検討委員会での審議に必要な情報収集及び素案の作成を行う。
- 4 調査班に班長及び副班長を置き、班長及び副班長は会長が指名した者をもって充てる。
- 5 調査班会議は、必要に応じ班長が召集し、その議長は班長をもって充てる。
- 6 副班長は班長を補佐し、班長に事故あるときは又は班長が欠けたときは、班長があらかじめ指名した副班長がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 検討委員会及び調査班の庶務は、財務部財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

須賀川市公共工事に係る入札等検討委員会委員

役職	職名
会長	財務部長
副会長	財政課長
副会長	道路河川課長
委員	農政課長
委員	建築住宅課長
委員	都市計画課長
委員	水道施設課長
委員	下水道施設課長
委員	経営課長
委員	教育総務課長